

議案第 7 1 号

石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を
制定することについて

石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 3 0 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」に係る人事院規則等の改正に伴い、これに準じて本市職員の育児休業等の取得要件等について所要の改正をするため。

石岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年石岡市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「次のいずれかに該当する」を削り、「以下同じ。）」を「以下同じ。）」であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「，2歳」を「当該子が2歳」に改める。

第2条第3号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する会計年度任用職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。

）（当該子について当該会計年度任用職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている会計年度任用職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて会計年度任用職員に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第3号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときは、イ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該会計年度任用職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の1歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に

該当する場合

エ 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の１歳到達日（当該会計年度任用職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の４を次のように改める。

（育児休業法第２条第１項の条例で定める場合）

第２条の４ 育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６箇月から２歳に達するまでの子を養育する会計年度任用職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７項に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該会計年度任用職員が当該子の１歳６箇月到達日の翌日（当該会計年度任用職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の１歳６箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該会計年度任用職員の配偶者が当該子の１歳６箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の１歳６箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該会計年度任用職員が当該子の１歳６箇月到達日

後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号及を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「会計年度任用職員が」を「ものが」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に会計年度任用職員に引き続き」を「引き続いて会計年度任用職員に」に、「、当該任期」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として
条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書（第3条第4号に規定する育児休業等計画書をいう。）」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の石岡市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号及び第10条第6号の規定の適用については、なお従前の例による。